

## 地域福祉計画に盛り込むべき事項について

## ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

項目	現行計画	取組
ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とし、福祉以外の様々な分野※との連携に関する事項 (※：まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)	○	No.24「障がい者の一般就労への支援の充実」
イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項		
ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方	○	No.45「(仮称)共生型地域包括支援センター」の設置
エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体	○	No.45「(仮称)共生型地域包括支援センター」の設置
オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	○	No.74社会福祉施設における地域交流の推進 No.75ふれあい・いきいきサロン事業の推進
カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方		
キ 就労に困難をかかえる者への横断的な支援の在り方	○	No.22生活困窮者等への就労支援事業の充実 No.23高齢者・団塊世代に対する就業支援 No.24障がい者の一般就労への支援の充実 No.25ひとり親家庭等への支援の充実
ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	○	No.48自殺予防・こころの健康づくり対策
ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	○	No.43法人後見人等育成の支援
コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	○	No.39虐待・DV防止対策の強化
サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方		
シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	○	No.75ふれあい・いきいきサロン事業の推進
ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理		
セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	○	No.73寄附による社会貢献の推進
ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制		
タ 全庁的な体制整備	○	庁内の各計画と連携
チ その他		

## ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

項目	現行計画	取組
福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備		
福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携	○	No.30保健と福祉のサービス提供活動の充実
支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立		
社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備	○	No.13社会福祉事業者研修会の開催
サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	○	No.28各種福祉サービスのしおり作成・配布
利用者の権利擁護		
成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備	○	No.37市福祉サービスの苦情相談・解決システムの適切な運用
避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	○	No.79災害時要援護者支援事業の推進

## ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

項目	現行計画	取組
複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現		
民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援		
社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進		
福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策	○	No.49医療・健康福祉分野と産業界との連携促進

#### ④地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

項目	現行計画	取組
地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援		
活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援	○	No.63まちづくりセンターにおける市民活動支援
地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携	○	No.79災害時要援護者支援事業の推進
住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進		
地域住民、サービス利用者の自立	○	No.61まちづくり活動応援事業の推進 No.62高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進
地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上	○	No.63まちづくりセンターにおける市民活動支援
住民等の交流会、勉強会等の開催	○	No.74社会福祉施設における地域交流の推進
地域福祉を推進する人材の養成		
地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮	○	No.68福祉協力員活動の推進
民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備	○	No.67民生委員児童委員活動等に対する支援

#### ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

※ 社会福祉法第107条第1項第5号において、市町村地域福祉計画を策定す

項目	現行計画	取組
「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備〔社会福祉法 第106条の3第1項第1号に規定する施策〕	○	No.81生活支援体制整備事業の実施
「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備〔社会福祉法 第106条の3第1項第2号に規定する施策〕	○	No.45「(仮称)共生型地域包括支援センター」の設置
多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築	○	No.76多機関の協働による包括的支援体制の構築

#### ⑥要援護者の支援方策に関する事項

項目	現行計画	取組
要援護者の把握に関する事項	○	No.79災害時要援護者支援事業の推進
要援護者情報の共有に関する事項	○	
日常的な見守り活動や助け合い活動の振興方策 (要援護者の支援に関する事項)	○	
緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり (要援護者の支援に関する事項)	○	

#### ⑦その他の事項

項目	現行計画	取組
消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)との連携に関する		